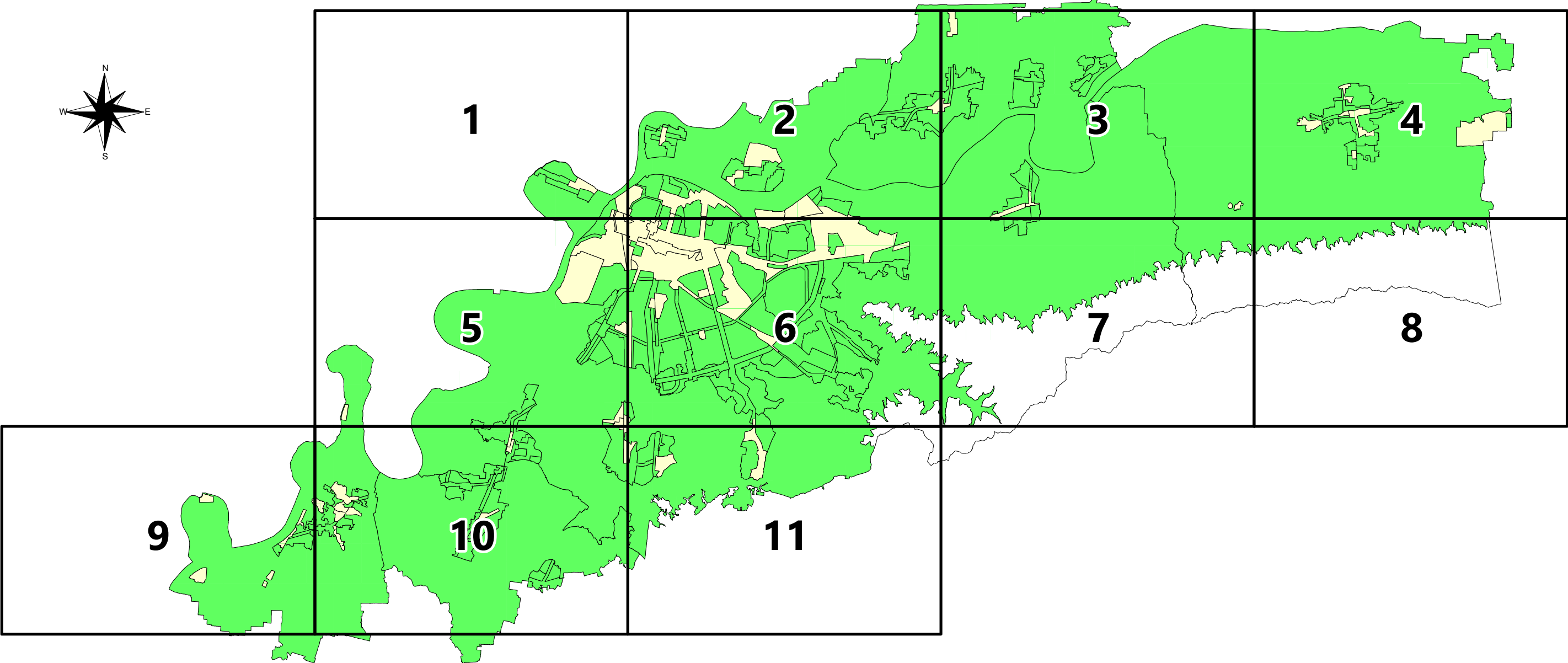


久留米市振動規制指定地図



特定工場に係る振動の規制基準				特定建設作業に係る振動の規制基準					
[単位：db]									
時間の区分 区域の区分	午前 8 時 ～午後 7 時	午後 7 時～ 翌日の午前 8 時	主な都市計画法の用途地域	規制項目 区域の区分	振 動 (敷地境界線上)	作業禁止時間	一日当たりの 作業時間	同一場所での 作業期間	日曜、休日 における作業
第 1 種区域	60以下	55以下	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 その他の地域	第 1 号区域	75db (A) 以下	午後 7 時 ～午前 7 時	10時間以内	連続 6 日以内	禁 止
第 2 種区域	65以下	60以下	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域 工業専用地域	第 2 号区域		午後10時 ～午前 6 時	14時間以内	連続 6 日以内	禁 止

※規制値は、敷地境界線上の値
※土地利用の実態を考慮して指定している地域有り（産業集積地区等）

◎特定建設作業の規制に伴う地域区分

第 1 種区域

第 2 種区域

除外区域（標高200m以上の山地等）

第 1 号区域